明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○除籍が滅失した件
（**法務**二〇九、二一〇、二一三）　一
○原戸籍の一部が滅失した件
（**同**二一一）　二
○戸籍が滅失した件（**同**二一二）　二
○平成三十年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件（**文部科学**七一）　三
○個人情報の保護に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき、認定個人情報保護団体を認定した件
（**厚生労働**一八二）　四
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件
（**農林水産**七四九）　五
○保安林の指定をする件
（**同**七五〇～七六四）　六
○保安林の指定を解除する件
（**同**七六五～七七二）　七
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件（**特許庁**五）　八
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（**同**六）　八
○特定登録調査機関の先行技術調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（**同**七）　八
○高速自動車国道に関する件
（**国土交通**三六五）　八
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件
（**同**三六六）　八
○地すべり防止区域を指定する件
（**同**三六七）　八
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**七三～七六）　八
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（**同**七七）　八
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**七八）　八
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**七九）　八
○道路に関する件
（**近畿地方整備局**一二三）　八
○道路に関する件
（**中国地方整備局**四六）　八
○道路に関する件
（**北海道開発局**一〇七、一〇八）　八
○石狩川水系空知川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の変更に関する件（**同**一〇九）　九

〔**国会事項**〕
内閣　九
〔**人事異動**〕
長野県下伊那郡千代村大字千代千七百八十一番地　一〇
〔**叙位・叙勲**〕
榊山　守　一〇
〔**皇室事項**〕
諸事項　一〇
〔**官庁報告**〕
通運　一〇
海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　一〇
〔**公　告**〕
官庁
適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分、所在不明の賃貸住宅管理業者関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
特殊法人等
衆議院共済組合定款の一部変更関係　三
会社その他

告　示

○法務省告示第二百九号

長野県飯田市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十九年四月二十四日

法務大臣　金田　勝年

○法務省告示第二百十号

広島県東広島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年五月二十四日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、東広島市役所又は広島法務局東広島支局に照会すること。

平成二十九年四月二十四日

法務大臣　金田　勝年

広島県賀茂郡早田原村大字風早二千四百二十三番地

平谷　リマ

○法務省告示第二百十一号

長崎県南松浦郡新上五島町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年五月二十四日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。